札幌市告示第4272号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年11月20日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

〒 060-0051
札幌市中央区南１条東１丁目大通バスセンタービル１号館３階
札幌市子ども未来局子育て支援部保育推進課　電話（011）211-2346

２　入札に付する事項

(1)　役務の名称
令和９年度札幌市こども誰でも通園制度事務処理センター等運営業務

(2)　調達案件の仕様等
入札説明書による

(3)　履行期間
令和９年４月１日 から 令和10年３月31日 まで

(4)　入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　令和８～令和11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において「大分類：一般サービス業」の、「中分類：その他サービス業」に登録されている者であること。

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6)　株式会社Grafferが提供するオンライン申請サービスと同等のオンラインサービスを取り扱っていないこと。また、直接サービスを取り扱っていなくても代理店営業を行っていないこと。

4　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書交付場所及び問い合わせ先
上記１に同じ。

(2)　入札説明書の交付方法
上記１の場所にて交付するほか、本市子ども未来局ホームページからダウンロードできる。

(3)　入札書の提出方法
郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）又は直接持ち込みにより提出すること。

(4)　入札書の受領期限
令和８年12月４日（金）午前９時30分（必着）

(5)　開札の日時及び場所
令和８年12月４日（金）午前10時30分
札幌市中央区南１条東１丁目大通バスセンタービル１号館３階局会議室

5　入札手続等

(1)　入札保証金　　免除（札幌市契約規則第６条第３号による。）

(2)　契約保証金　　納付
契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日又は休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3)　入札の無効
ア　本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4)　契約書作成の要否　要

(5)　最低制限価格の設定　無

(6)　落札者の決定方法等
ア　落札者の決定
札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
イ　同額抽選
落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
ウ　入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する。
エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い
上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の

範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7)　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(8)　詳細は入札説明書による。